

第7回合併協議会の結果

第7回栃木市・岩舟町合併協議会が、平成24年8月27日(月)午前10時から、栃木市の藤岡遊水池会館2階大会議室で開催されました。

会議では、継続協議となっていた地方税の取扱いについてや農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてなど、協議項目18件の協議が行われました。

なお、会議の内容は次のとおりです。



協議第31号	合併協定項目 7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	確認
協議第14号(継続協議-2)	合併協定項目 8	地方税の取扱いについて	確認
協議第32号	合併協定項目 15	使用料、手数料等の取扱いについて	確認
協議第33号	合併協定項目 16	公共的団体等の取扱いについて	確認
協議第34号	合併協定項目 17	補助金、交付金等の取扱いについて	確認
協議第35号	合併協定項目 20	国民健康保険事業の取扱いについて	確認
協議第36号	合併協定項目 21	介護保険事業の取扱いについて	確認
協議第37号	合併協定項目 25-2	電算システム事業について	確認
協議第38号	合併協定項目 25-11	高齢者福祉事業について	確認
協議第39号	合併協定項目 25-14	生活保護事業について	確認
協議第40号	合併協定項目 25-19	農林水産関係事業について	確認
協議第41号	合併協定項目 25-20	商工、観光関係事業について	確認
協議第42号	合併協定項目 25-21	勤労者、消費者関連事業について	確認
協議第43号	合併協定項目 25-22	建設関係事業について	確認
協議第44号	合併協定項目 25-23	上・下水道事業について	確認
協議第45号	合併協定項目 25-26	文化振興事業について	確認
協議第46号	合併協定項目 25-27	社会教育事業について	確認
協議第47号	合併協定項目 25-30	社会福祉協議会について	確認
その他	合併に関する住民説明会について		

今回確認された合併協定項目の内容

合併協定項目 7

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 岩舟町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち4人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、4人の選出については、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。

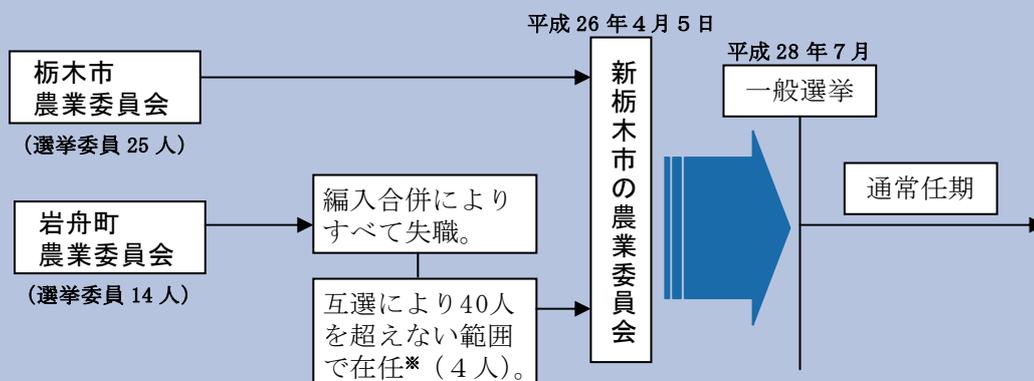
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の定数は、29人とする。
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、6選挙区とし、現選挙区に岩舟町1選挙区（定数4人）を加えるものとする。
- 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。

○現在の両市町の農業委員定数

区分	岩舟町	栃木市（公選委員は選挙区別）				
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域
選挙委員	14人	8人	5人	6人	4人	2人
選任委員	6人	9人				

※選任委員は、農協、農業共済、土地改良区、議会からの推薦となります。

○合併前後の農業委員会（選挙委員）のイメージ図



※ 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定により、編入される市町村の農業委員会の選挙による委員は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定められた者の数に限り、その編入する市町村の農業委員会の委員の在任期間、引き続き市町村の農業委員会委員として在任することができます。

合併協定項目 8

地方税の取扱い

- 1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時まで統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時まで統合する。
- 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時まで統合する。
- 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。

○個人市町民税（普通徴収）の納期

区分	岩舟町	栃木市
第1期	6月16日～同月30日まで	6月1日～同月30日まで
第2期	8月1日～同月31日まで	8月1日～同月31日まで
第3期	10月1日～同月31日まで	10月1日～同月31日まで
第4期	1月1日～同月31日まで	12月1日～同月31日まで

○固定資産税の納期

区分	岩舟町	栃木市
第1期	5月16日～同月31日まで	5月1日～同月31日まで
第2期	7月1日～同月31日まで	7月1日～同月31日まで
第3期	9月1日～同月30日まで	9月1日～同月30日まで
第4期	12月1日～同月25日まで	11月1日～同月30日まで

○軽自動車税（小型特殊自動車）の年税額

区 分		岩舟町	栃木市
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円
	二輪	1,600円	
	四輪	総排気量1ℓ以下	
		総排気量1ℓ超	3,100円
	刈取脱穀作業用自動車	2,400円	
	その他	4,700円	4,700円

※ 左表の小型特殊自動車以外の軽自動車税の年税額については、栃木市と岩舟町で同様となっています。

○軽自動車税の納期

区分	岩舟町	栃木市
納 期	4月11日～同月30日まで	5月1日～同月31日まで

○都市計画税の税率

(単位：%)

区分	税率	
岩舟町	—	
栃木市	栃木地域	0.3
	大平地域	0.2
	藤岡地域	0.0
	都賀地域	0.0
	西方地域	0.0

※ 西方地域のみ市街化区域の線引きがされていません。

合併協定項目 15

使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。

- 1 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に統合又は再編する。
- 2 その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。
- 3 手数料は、原則として合併時に統一する。

行政財産を使用する場合や公の施設を利用する場合に使用料などを徴収し、住民票の写しや各種証明書を交付する場合に手数料を徴収していますが、両市町で差異がある状況となっています。

合併協定項目16

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

公共的団体等とは、産業経済団体や厚生社会事業団体、教育文化スポーツ団体、地域活動団体などの公共的な活動を営む団体のことで、具体的には商工会議所や商工会、観光協会、社会福祉団体、PTA、文化・体育協会、子ども会育成会などがあります。

合併協定項目17

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

補助金、交付金等の交付にあたっては、事業の目的・効果や公共的必要性・有効性・公平性などを考慮しています。

合併協定項目20

国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。
 - (1) 国民健康保険税の税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合する。
 - (2) 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 特定健康診査・特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。

○国民健康保険税の税率

区分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	岩舟町	栃木市	岩舟町	栃木市	岩舟町	栃木市
所得割	6.4%	6.6%	1.6%	2.0%	1.2%	1.5%
資産割	32.0%	14.0%	8.0%	3.0%	4.0%	3.0%
均等割	21,000円	24,000円	5,500円	5,000円	6,000円	7,000円
平等割	20,000円	23,500円	5,000円	4,500円	4,900円	5,000円
限度額	470,000円	500,000円	120,000円	130,000円	90,000円	100,000円

○国民健康保険税の納期

区分	岩舟町	栃木市
第1期	7月16日～同月31日まで	7月1日～同月31日まで
第2期	8月1日～同月31日まで	8月1日～同月31日まで
第3期	9月1日～同月30日まで	9月1日～同月30日まで
第4期	10月1日～同月31日まで	10月1日～同月31日まで
第5期	11月1日～同月30日まで	11月1日～同月30日まで
第6期	12月1日～同月25日まで	12月1日～同月31日まで
第7期	1月1日～同月31日まで	1月1日～同月31日まで
第8期	2月1日～同月末日まで	2月1日～同月末日まで

- 1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。
- 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。

○介護保険料の現況

区 分	岩舟町	栃木市
納 期	7、8、9、10、11、1月（6期）	7、8、9、10、11、12、1、2月（8期）
基準額 （年額）	平成24年度～平成26年度（第5期） 55,920円 所得段階別6段階8区分	平成24年度～平成26年度（第5期） 52,800円 所得段階別9段階11区分

電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

- 1 敬老事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。

生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

現在、岩舟町的生活保護業務については、下都賀福祉事務所（県南健康福祉センター）が窓口となっていますが、合併後は栃木市が窓口業務となります。

- 1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。

農業基本構想については、合併後、新市における基本構想の見直しを行うこととなります。

- 1 太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。
- 2 観光行事については、地域性のある独自の事業であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。
- 3 栃木インター周辺整備開発については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。
- 4 立地企業に対する奨励措置については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 中小企業融資制度については、補助率や方法に差異があるので、栃木市の例により合併時に統合する。
- 6 みかも山東ゾーン観光事業連絡会については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。



みかも山東ゾーンの観光拠点として期待される「いわふねフルーツパーク」花野果（はなやか）ひろば

- 1 消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市では、消費生活に関する相談について専門の相談員が対応する市消費生活センターの運営を行っています。

- 1 都市計画については、次のとおりとする。
 - (1) 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (3) 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。
 - (4) 市町村都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 2 住生活基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

○都市計画区域マスタープランの現況

区 分		岩舟町	栃木市
線引き都市計画区域		4,674ha	25,283ha
内 訳	市街化区域	389ha	2,946ha
	市街化調整区域	4,285ha	22,337ha
非線引き都市計画区域			3,200ha
内 訳	用途地域	該当なし	140.5ha
	用途地域以外		3,059.5ha

- 1 水道事業に係る設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成26年度末目途）に統合する。

○一般家庭で月20㎡を使用した場合の水道料金(口径20mm)及び下水道使用料(税込)

区 分	岩舟町	栃木市				
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域
水 道 料 金	3,675 円	2,299 円	2,446 円	3,685 円	2,908 円	3,600 円
下 水 道 使 用 料	2,625 円	2,709 円	2,557 円	2,625 円	2,625 円	2,520 円
計	6,300 円	5,008 円	5,003 円	6,310 円	5,533 円	6,120 円

※栃木地域の水道料金は、口座振替利用で52.5円割引

- 3 工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 加入金については、合併時に廃止する。
- 5 下水道使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期（平成26年度末目途）に合わせて統合する。
- 6 下水道受益者負担金の賦課、徴収及び負担金の単価については、現行のとおりとし、合併後に再編する。その他支払方法等については、栃木市の例により統合する。
- 7 農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。
- 8 農業集落排水事業受益者分担金等については、現行のとおりとする。
- 9 排水区域外の下水に係る下水道の接続使用については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 10 排水設備工事等の手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。

- 1 文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおり開催とするが、合併後内容を検討し再編する。
- 2 市町指定文化財については、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。

○市町指定文化財の現況

区 分	岩舟町	栃木市
指定文化財	13 件	150 件

- 1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。
- 2 成人式については、合併時に再編する。
- 3 集会所については、現行のとおりとする。
- 4 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。

社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、各市町で団体の形態や組織が異なり、また、補助体制も異なっているため、各種団体の整理統合を図ったうえで、合併後に再編すべく、各種団体に働きかけていくこととなります。

- 5 集会所運営委員会については、合併時に再編する。
- 6 公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合併時まで
に再編する。
岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後速やかに
再編する。

合併協定項目25-30

社会福祉協議会

社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

お知らせ

●委員の変更について

栃木市・岩舟町合併協議会委員が次のとおり変更になりました。（敬称略）

委員	新	佐山 耕基（JA しもつけ青壮年部岩舟支部長）
	旧	（故）石川 守久（大岩藤土地改良区理事長）

●今後の合併協議会開催予定

◎第8回栃木市・岩舟町合併協議会

9月26日（水）14：00～

岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」

◎第9回栃木市・岩舟町合併協議会

11月12日（月）14：00～

栃木市国府公民館

合併に関する住民説明会を開催します

合併協議の協議内容をお知らせするとともに、新市まちづくり計画策定に向けて皆様の意向を把握するため、合併に関する説明会を開催します。

◎日時及び場所

- ・10月14日（日） 10時00分～ 岩舟町静和連絡所
- ・10月14日（日） 15時00分～ 岩舟町商工会館
- ・10月16日（火） 18時30分～ 岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」

◎出席者

合併協議会正副会長（栃木市長 鈴木俊美、岩舟町長 市村隆）ほか

◎説明内容

- ①合併協議会の協議内容について
- ②新市まちづくり計画について
- ③新市誕生までのスケジュールについて

※ 住所地による会場の指定はありません。
栃木市民、岩舟町民の皆様は、いずれの会場にも参加することができます。



岩船山から東京方面を望む。